

4-1. ポリシーとは

ポリシーとは？

ポリシーとは、政策、方針、規定、などの意味を持つ英単語。

「セキュリティポリシー」「プライバシーポリシー」のように、何らかの物事について組織としての方針を文書にまとめて公開したものをポリシーという。

ネットワーク管理の分野では、管理者が運用方針に基づいて記述した設定ファイルや運用ルールなどのことをポリシーということがある。

IT用語辞典 <http://e-words.jp/w/ポリシー.html> より

メモ

研究者が遵守を求められる三つのポリシー

1. 研究機関のポリシー

大学、研究所等

2. 配分機関のポリシー

研究機関に対して競争的資金を配分。政府、助成団体等

3. 学会・出版社のポリシー

メモ

研究機関における研究データ管理の二つの流れ

1. オープンサイエンスの流れ

「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」内閣府 2015.3

「オープンイノベーションに資するオープンサイエンスのあり方に関する提言」日本学術会議 2016.7

研究データの利活用のために積極的にオープン化

2. 研究公正の流れ

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」文部科学省 2014.8

研究データは検証が目的、利活用を想定していない

研究データをオープンにして、多数に検証してもらうというやり方もあるであろうが、多くの場合は、ポリシーの作り方はそうはなっていない

1と2では、オープン化に対してのスタンスが異なるが、日本国内では2の研究公正の流れのポリシー策定が先行。オープンサイエンスにむけたポリシーを策定するのであれば、2との整合性をはかる必要あり。

メモ

研究公正の流れのポリシーの例

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条第2項の研究データの保存、開示等について定める件

2. 教職員等は、当該論文等に疑義が呈された場合その他必要に応じて保存する研究データを開示しなければならない

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/ethic/research_guide/documents/research_data150730.pdf

大阪大学における研究データ保存等に関するガイドライン

第4 1(1)「原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。」

第7 開示

1. 研究者等は、調査委員会から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/iinkai/integrity/files/data_guideline

メモ

研究公正の流れのポリシーの例

(九州大学) 研究データの保存等に関するガイドライン

5. 開示等

研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない

<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/1461/guideline.pdf>

メモ

研究公正の流れのポリシーのポイント

対象としている研究データは、基本的に**論文の根拠資料**（実験ノート、数値データ、画像）。

論文発表から少なくとも**10年間の保存（非改変）**、および必要に応じての開示。

データの利活用については定めていない。

ポリシー中では、利活用を想定していない

例として挙げた三大学では、具体的な取扱いは**部局**。

京都大学は、監督者が保存計画を作成。

教職員の異動・退職後も、研究データを機関として保存もしくはアクセス情報を保管

メモ

想定される課題

各機関・各部局で論文公表の実態のモニタリングはできているのか？

研究データの管理はシステム化されているのか

データの検索は？

（大規模大学では数千本の論文が公表されるが、その根拠データをどのように管理？）

公表論文とデータの紐づけは？

【研究支援担当者側で検討できそうなこと】

- 研究データ管理ポリシーの具体化をはかるためには、研究成果のモニタリングおよびデータベース化が必要になってくるであろうし、そこでオープンサイエンスとの課題の共有ができるのでは？
- 研究データは分野により性質があまりに異なるため、部局レベルの運用ガイドラインで、論文および根拠データ（実験ノートまで含めるのであれば根拠資料）は、機関リポジトリで管理、とすることは可能か？
 - ← 現在の機関リポジトリシステムでは、データ保全機能（凍結・非改変・データのバージョン管理・タイムスタンプ等）が不十分か？

メモ

論文根拠資料以外の研究データの取り扱い

保存すべき研究データをどのように選定するか？

1. すでに保存の方針が確立されているもの
継続的観測データ、標本データ、歴史的資料等
←取扱いの実際にあわせて、ポリシー作成
2. 保存の方針が確立されていないもの
研究の現場で日々生み出されるカレントデータ等
←保存するかどうかを選定する前に
研究データを「寝かせる」期間を設けるか
例) パデュー大学

<https://purr.purdue.edu/legal/digitalpreservation>

メモ